



OSAKAベーシックニュース

2012年9月
第4号

OSAKAベーシック法律事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-3-6 淀屋橋 NAOビル3階
<http://www.o-basic.net/> Tel06-6226-5535 Fax 06-6226-5536

この号の内容

- 1 デリバティブとは？
- 2 スワップとオプション
- 3 デリバティブ被害の回復方法
- 4 事務所の近況
- 5 取扱い業務

デリバティブは危険な取引です！

デリバティブとは？

デリバティブ（Derivative）とは派生物という意味であり、金融の世界では、金利・為替・株式などを原資産（元となる金融資産）として、これらを一定の取り決めで受け渡したり、インデックス（指標）として利用する取引のことをいいます。原資産である金融商品から派生する商品であるため、日本語では金融派生商品と呼ばれるのです。

具体的には、金融工学を駆使した種々の商品が開発されていますが、典型的なものがスワップとオプションです。

スワップとオプション

スワップとは、交換という意味であり、代表的なものとして金利スワップと通貨スワップがあります。

金利スワップは、A社がB銀行から10億円を10年間、変動金利（現時点では年3%と仮定します）で借りているところ、将来金利が高くなるリスクを避けるため固定金利にしたい場合に利用されます。A社はB銀行に対して想定元本10億円とし10年間固定金利（年5%）を支払う、一方、B銀行はA社に対して想定元本10億円とし10年間変動金利を支払う、というように固定金利と変動金利とを交換するのです。結局、A社は10年間固定金利を払い続けることになります。

一見何の問題もないよう見えますが、変動金利が下がっている状況では、A社は、延々と高利の固定金利を支払わなければなりません。上記の事例で、A社が単にB銀行からの変動金利での借入を、固定金利での借入に借り換えたのであれば、将来、変動金利が高くなった時点で他の銀行から融資を受けてB銀行からの借入を繰り上げ返済することができます。

しかし、金利スワップ契約を締結していると、極めて高額の解約清算金を支払わなければならず、しかも、事前に解約清算金の額は分からないのです。銀行は変動金利のリスクをヘッジするのだと主張していますが、少なくとも中小企業にとって金利スワップを利用する必要があるのでしょうか？

オプションとは、株式や通貨などの資産を一定期間（行使期間）あるいは将来の一定日にあらかじめ決められた一定価格（行使価格）で「買う権利」または「売る権利」のことであり、この権利を売買することをオプション取引といいます。「買う権利」のことをコールオプション、「売る権利」のことをプットオプションといい、それぞれ売り（コールオプションの売り、プットオプションの売り）と買い（コールオプションの買い、プットオプションの買い）があります。

デリバティブ被害の回復方法は？

このうち、**オプションの売り**は極めて危険な取引です。例えば、通貨オプションで説明しましょう。現在、1ドル=100円と仮定し、AがBに対し、オプション料をもらって、1年後、1ドルを110円で買う権利を売ったとします（コールオプションの売り）。1年後、ドル高円安で1ドル120円となると、Bはコールオプション行使してAに対し110円を支払って1ドルを売ってくれるよう請求し、Aはこれに応じなければなりません。この場合、Bは110円を支払ってAから購入した1ドルを直ちに市場で円と交換すると120円が手に入りますので、10円利益を得ることになります。逆にAは10円損することになります。

円が130円、140円、150円と安くなればなるほどAの損失は膨らみ、理屈ではAの損失は無限大になる可能性もあります。

デリバティブ被害の回復方法

近時、デリバティブのうち特に**通貨スワップ**や**通貨オプション**などのいわゆる**為替デリバティブ**が問題となっています。



金融庁は、平成23年3月11日、「中小企業向け為替デリバティブ取引状況（米ドル／円）に関する調査の結果について（速報値）」を公表しています。これによると、「販売契約数をみると、平成16～19年度までは毎年度約12,000件前後で推移し、合計では約6万強の契約が販売されていた。いわゆるリーマンショックが発生した20年度以降、販売契約数は大幅に減少している。その結果、16年度以降の販売契約総数のうち、16～19年度に販売されたものが全体の約8割に上っている。」という状況であり、「22年9月末現在で契約を保有する企業数は、約1万9千社である。」とのことなのです。

銀行や証券会社などの金融機関は、顧客にこのような危険なデリバティブ商品を販売するには、その危険性を十分に説明する義務があります（説明義務）、投資者の投資目的・財産状況などからみて不適合な金融商品を販売してはならないという義務があります（適合性の原則）。これに違反して販売した場合には損害賠償義務を負うことになるのです。

それでは、デリバティブ被害にあった場合にはどのようにすればよいのでしょうか？

解決方法には2つあります。

第1に、**ADR**（裁判外紛争解決手続き）を利用する方法です。全国銀行協会（全銀協）と証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）が指定紛争解決機関として紛争解決のあっせんを取り扱っています。解約清算金をある程度免除するというような柔軟な解決が多くなされているようです。第2に、**訴訟**を提起する方法です。この場合、金融機関の違法性を十分に立証する必要があります。

デリバティブ被害については、商品の危険性の程度、購入者の経験、金融機関の説明などを十分に考慮して対策を練る必要があります。

デリバティブ被害でお困りの場合、当事務所がお手伝いしますので、いつでもご相談ください。

事務所の近況

(事務局・鈴木)

お盆休みに二泊三日で台湾に行ってきました。

お盆は旅行代金が高いのですが、航空券はかなり前から格安チケットをネットで確保！ホテルもビジネスホテルをネットで予約！で旅行会社の半額以下で行けました。

もちろん完全な自由旅行なので、空港とホテル間の迎えもなく、ご飯も全て自分で調達です。台湾のご飯はとても美味しく、高級なレストランに行かなくても町中の食堂でも安くて美味しいものがいっぱい食べられます。

もちろん小龍包も美味しいのですが、朝食の豆乳や普通のご飯がとっても美味しいのです。

そして今回の旅行は美味しいものをいっぱい食べる・・・だけでなく、数年前から習っている中国語が本場でどこまで通じるかを試してみたかったのです。

ビジネス用にしっかり習っているわけではなく、趣味でのんびり習っているのでカタコトで喋る程度ですが、なんとか通じました。

たどたどしいながらも調子にのってカタコトの中国語を喋りながら、美味しいものをお腹いっぱい食べ、電車やタクシーに乗ったり、町中を歩きまわったり、三日間を満喫してきました。

食べてばっかりの食いしん坊な旅行だったので、未だ怖くて体重計に乗れません。



(事務局・今井)

先日、夏フェスと呼ばれる野外音楽イベントに行ってきました。

会場となったのは泉大津フェニックスで、ここは、ゴミを処理した土を使ってできた広大な埋め立て地です。この埋め立て地の一部の敷地に芝生を植え、野外コンサートなどに利用出来るようにした芝生広場の上に会場が作られます。

海の上の広大な土地に会場が臨時に作られているので、とにかく日影がありません。

それはそれは暑い！！

時折吹いてくる海風にぼーっとして、ビール片手に何も考えず、朝から晩まで音楽を楽しめるのは贅沢だな~と思いながら、夏の終わりを感じました。

日焼け止めを何度も塗り直し、大きなバスタオルを頭からかぶり何とか防御したもの、腕にはしっかりと夏の思い出「日焼け」が残ってしまいました。

冬までには白く戻るようにと、アフターケアの毎日です。



事務局ブログを始めました。

仕事のことや日々のことを綴っております。

まだまだ拙い文章ですが、定期的に更新しております。ぜひ一度ご覧下さい。

OSAKAベーシック法律事務所のコーポレートサイトよりご覧いただけます。



取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「OSAKA ベーシックの交通事故相談」の頁を設けました。交通事故相談も受け付けていますので、一度、ご覧ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のこととで弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

お気軽にお電話ください!

契約書式サービスします

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>

OSAKA ベーシックの交通事故相談

<http://www.o-basic.net/>



Osaka Basic Law Office

OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office

〒541-0042
大阪市中央区今橋4丁目3番6号
淀屋橋NAOビル3階
弁護士井上元
TEL 06-6226-5535
FAX 06-6226-5536
URL <http://www.o-basic.net/>

